



地域安全ニュース

令和6年2月号

発行 東灘警察署
(078) 854-0110
東灘防犯協会
(078) 846-0853

万引きは絶対にダメ!!

STOP!!

万引き!!

商品の金額は
関係なし!!

商品金額の大小に
関係なく、全て

犯罪

万引きをさせる
行為も犯罪!!

他人に万引きを
頼む、させる行為も

犯罪

見張り行為も犯罪!!

自分が万引きをしな
くても、見張り役も

犯罪

万引き商品を譲り
受ける行為も犯罪!!

盗品を他人から
もらう、買う行為も

犯罪

万引きは犯罪です

【刑法第235条：窃盗罪】

10年以下の懲役または50万円以下の罰金

事後強盗罪

万引きをした時、店員に呼び止められたが逃げようと思い、店員をつきとばしたところ
店員が怪我をした。**万引きが強盗に!**

東灘防犯協会

地域安全ニュースをホームページに掲載しています。

<http://www16.plala.or.jp/higasinadabouhan/>